

道路照明灯補助金交付要綱（防犯灯）

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路上において各種犯罪を防止するため、防犯灯を設置及び維持管理するもので、これらのものに対し本市が補助金を交付することに関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内会、自治会、またはこれに類する管理組合等及び自治協議会等（所属する町内会の防犯灯事務を統括して行っている自治協議会等）（以下「町内会等」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）町内会等が管理する防犯灯の新設（広告付防犯灯を除く）、建替（灯具の一式交換を含む）、移設、撤去を行う設置事業とし、別表1に掲げる補助区分とする。
- （2）町内会等が行う防犯灯（広告付防犯灯は除く）の維持管理事業とし、別表1に掲げる補助区分とする。

（補助対象となる防犯灯）

第4条 補助対象となる防犯灯は、一般防犯灯と広告付防犯灯とし、以下のすべての条件を満たしているものとする。

ただし、一般防犯灯とは、夜間の歩行者の安全確保及び防犯上の安全性の確保のために自治会・町内会が設置及び管理している照明灯、広告付防犯灯とは、夜間の歩行者の安全確保及び防犯上の安全性の確保のために、地元建設委員会・商店街等が設置及び管理している広告付防犯灯をいう。

- （1）原則として市長が認める道路を照明する施設であること。
- （2）町内会及び建設委員会等が設置及び維持管理する、夜間照明灯としての常夜灯であること。
- （3）九州電力との契約種別が公衆街路灯契約であり、かつ、1基当りの契約容量が200ワット以下のものであること。

2 集合住宅（団地、マンション等）の照明灯については、前項の各号を満たすことができれば、管理費補助金のみ交付するものとする。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金は、工事費補助金及び管理費補助金とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(1) 工事費補助金

ア LED 及び公称の寿命が4万時間以上の照明器具(以下、「省エネ器具」という。)の新設・建替工事については、請負工事金額の3分の2以下、その他の工事については2分の1以下とし、別表2に掲げる工事項目の1基当たりの上限額の範囲内とする(100円未満切り捨て)。

イ 防犯灯の安定器及び管球の交換等に要する一切の経費は、工事費補助金の対象外とする。

(2) 管理費補助金

管理費補助金の額は、九州電力との契約ワット数に応じ、別表3に掲げる補助金単価に、年度当初に設置されている防犯灯(広告付防犯灯は除く)の灯数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、必要書類を市長に提出しなければならない。

(1) 工事費補助金

ア 防犯灯工事費補助金交付申請書 兼 事前協議申請書

イ 工事費補助対象防犯灯内訳書

ウ 防犯灯工事現場地図

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 管理費補助金

ア 防犯灯管理費補助金交付申請書

イ 九州電力請求書又は領収書

ウ その他市長が必要と認める書類

2 新たに補助金の交付を受けようとする町内会等は、前項に定める必要書類に役員名簿及び会則を添付して提出するものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた町内会等は、事業完了時に、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(工事費補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は前条の報告を受けたときは、必要な審査を行ったうえ交付すべき補助金の額を確定し交付する。

(管理費補助金の額の確定及び交付)

第10条 管理費は、必要な審査を行ったうえ交付すべき補助金の額を確定し前金払いで交付する。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規程による承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項、市長が定めるものとする。

付則

(期間)

この要綱は、平成 28年度3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断する。

防犯灯補助金交付要綱	昭和48年	4月	1日制定
	昭和49年	6月	1日一部改定(補助金額)
	昭和50年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和51年	6月	1日一部改定(補助金額)
	昭和52年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和53年	10月	1日一部改定(補助金額)
	昭和54年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和55年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和56年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和60年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和62年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成4年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成8年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成16年	4月	1日一部改定(補助金額)
防犯灯補助金交付要綱	平成22年	4月	1日制定
	平成24年	4月	1日改定(補助金額その他)
	平成25年	4月	1日改定(直接補助化その他)
	平成26年	4月	1日改定(広告付防犯灯その他)

別表1 補助区分

種別 補助内容		一般防犯灯	広告付防犯灯
		維持管理事業（管理費）	○
設置事業 （工事費）	新設	○	×
	建替	○	○
	移設	○	○
	撤去	○	○

別表2 工事費補助金上限額

工事別 設置別	新設及び建替		移 設	撤 去
	共架式	LED・省エネ器具	15,000円	7,000円
ポール式	LED・省エネ器具	37,000円	18,000円	5,000円

(1) 建替えについては、設置後概ね10年を経過したものを補助金の対象とする。

(2) 以下の場合、工事費補助金の対象外とする。

- 1 前年度以前に完了した工事。
- 2 建替えに伴う既存器具の撤去。
- 3 管球交換・安定器交換等の修理。
- 4 事前協議申請の許可を得てないもの。

別表3 管理費 補助金単価

九州電力との契約ワット数	補助金単価
10W	1,000円
20W	1,300円
40W	1,800円
60W以上	2,400円

- (1) 管理費の補助対象は、4月1日時点において町内会等が維持管理している防犯灯とし、その証として九州電力の年度当初（4月又は5月）の請求書又は領収証の写しを申請書類に添付する。
- (2) 契約ワット数200ワットを越える機器は、管理費補助金の対象としない。
- (3) 当該年度に新設した防犯灯の管理費の補助金は次年度より交付する。